

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

地域福祉支援員募集要項

世田谷区社会福祉協議会では、地域の皆さまの参加と協力により、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。“誰もが安心して暮らせるまち・世田谷”を目指して、ともに働く仲間を募集します。

1 採用予定職種

地域福祉支援員 ※専門的な知識や一定の経験を有し、次の事務事業を担当します。

- (1) 子育て支援担当 (2) 地域活動支援担当 (3) 本会が行う事業に関する事務担当

2 採用予定人数

若干名

3 応募資格

次の(1)及び(2)の要件を満たす方

- (1) ①及び②のうち、いずれかの要件に該当する方

①社会福祉協議会または福祉機関等での現場で1年以上の業務経験を有する方
②福祉活動、地域活動、ボランティア活動に理解のある方

- (2) パソコン操作(文書・イベントチラシの作成、名簿入力等のワード・エクセル等)ができる方

※社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、その他福祉に関する国家資格があれば尚可

4 職務内容

【各担当共通の職務】

- (1) 相談支援業務 (2) 地区、地域事務所の事務 (3) 関係機関等との連絡調整
(4) 住民活動の支援 (5) 窓口・電話応対・受付業務 (6) 行事等の実施
(7) その他一般事務

【特有の職務】

(子育て支援担当)

世田谷区ファミリー・サポート・センター事業におけるアドバイザー業務(会員同士の相互援助活動の紹介業務・調整、講習会や交流会の運営補助等)

(地域活動支援担当)

地区社協活動やボランティア活動の支援、ふれあいサービスのコーディネートや地域生活課題への対応等の相談支援

5 勤務地

本会が運営する世田谷区内の事業所(詳細は、本会ホームページをご覧ください。)

※地域活動支援担当は、世田谷区内の本会が運営する事業所及びまちづくりセンター内にある地区事務局での勤務になります。

※勤務地(配属先)を選ぶことはできませんが、お住まいや通勤方法を考慮し決定します。

6 雇用条件等

- (1) 雇用期間 1年ごとの契約(初年度は令和8年4月1日～令和9年3月31日)
(2) 契約更新 雇用期間内の勤務成績が良好である場合は、雇用期間を4回まで更新可能
4回更新した者は、同一の職に再受験可能

- (3) 基本給 月額 189,100円
(4) 各種手当等 本会の規定により、通勤手当（限度額 55,000円/月額）、超過勤務手当支給
※賞与あり（令和7年度実績 4.6カ月分） ※昇給・退職金なし
(5) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（実働7時間45分、休憩時間1時間）
(6) 勤務日数 月16日（原則平日、ただし土日祝日が勤務となる場合もあります。）
(7) 休日 勤務の指定のない日
(8) 休暇 ①有給休暇あり ※採用時に15日付与
②その他夏季休暇等、本会の規定により付与
(9) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
(10) 雇止め 65歳

7 採用予定日

令和8年4月1日

8 応募方法

以下の書類を申込先に記載されているメールアドレス宛にお送りください。

- (1) 履歴書（写真貼付）
*自筆、PC作成いずれも可
*希望する担当業務、応募動機を記入してください。
(2) 職務経歴書

9 選考方法

- (1) 書類選考 応募書類受領後、原則として7営業日以内にメールで結果をご連絡します。
(2) 面接選考 書類選考合格後、調整の上、面接の日時を決定します。

10 選考結果

最終結果については、面接選考後、原則として10営業日以内にご連絡します。

11 その他

- (1) 応募書類に係って本会が取得した個人情報は、採用選考のみに利用し、それ以外の使用はいたしません。尚、お送りいただいたデータは、採用選考終了後、責任をもって削除いたします。
(2) 採用予定人数に達し次第、受付を終了いたします。

12 申込先・問い合わせ先

〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 成城 6 丁目事務所棟 4 階(小田急線「成城学園前駅徒歩3分)
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 総務課 採用試験担当
TEL: 03 (5429) 2208 FAX: 03 (5429) 2204
E-mail: stg-s02@setagayashakyo.or.jp
*問い合わせ時間: 月～金 (土・日・祝日・12/29～1/3休) 午前8時30分～午後5時15分